

第22回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日（木） 午前9時30分から午前10時55分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室
3. 出席委員（8名）
 - 会長 古賀 正廣
 - 会長代理 石橋 祐一
 - 3番委員 中島 照章
 - 4番委員 梅野 節子
 - 5番委員 鳥越 孝広
 - 6番委員 内野 和幸
 - 7番委員 境 タヅ代
 - 8番委員 松山 規子
4. 欠席委員（1名）
 - 9番委員 池端 祥久
5. 議事日程
 - 審議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）について
 - 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条による合意解約について
 - 報告第2号 農地法第5条の規定による届出申請について
 - 報告第3号 非農地証明について
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 松尾 健一
 - 次長 野田 稔雄
 - 職員 鬼木 真理子
 - 職員 福浦 忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第22回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、6番委員と7番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名しますので、よろしくお願ひします。

各委員 はい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、7件の申請がございます。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。所有権移転分でございます。

 1番は、土地処分の相談から〇〇さんとの移転がまとまったものでございます。

 2番も、土地処分の相談から既に耕作されている〇〇さんへ移転がまとまったものでございます。

 3番は、土地処分から隣接者の〇〇さんとの売買がまとまったものでございます。なお、ご高齢でありますので後継者等の確認をしたところ、周辺農家への聞き取りで市内に娘さんとお孫さんがおられ土日などには既に農作業をされていることを確認しており、後継者もいらっしゃる状況です。

 4番は、鉄塔敷を移設のため使用しなくなったため、元の農地の所有者であり周辺耕作者の〇〇さんへ移転されるものでございます。

 5番は、相続財産管理人による整理のもので2月総会審議をいただいた分とは別に登記地目原野であったため漏れていた農地があることが判明したことから追加の移転申請でございます。

 次に貸借権設定分の3ページに移ります。

 1番2番は、現耕作者の解約希望から所有者が耕作者探しをされ、規模拡大意向の〇〇さんとの話がまとまったものでございます。このため合意解約が提出されております。

いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 事務局説明が終わりました。
次に地区担当委員の意見を伺いたひと思ひます。
1番から3番は5番委員の区域ですので意見をお願ひします。

5番委員 1番は、現地を見ましたがあまり管理されていないところを〇〇さんが取得し管理されるということなので問題ないと思ひます。
2番は、すでに畦倒しがされており杭の確認はできましたが、隣と一体的な農地となっており、今後も耕作されるということなので問題ありません。
3番は、現地調査の際にご本人とも話をしましたが、自宅の隣ということで野菜栽培をするとのことでしたので何ら問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次の4番案件は8番委員ですのでお願ひいたします。

8番委員 はい。譲受人が認定農業者の〇〇さんであり周りも長年耕作されておりますので問題はないと思ひます。

議長 ありがとうございます。
次の5番案件は7番委員ですのでお願ひいたします。

7番委員 はい。譲受人の〇〇さんは、近くの農地を耕作されておりますし、また、認定農業者でもあります。問題はないと思ひております。

議長 ありがとうございます。
次に貸借部分ですが1番2番は私ですので意見を述べさせていただきたいと思ひます。
数少ない集落での規模拡大意向の方なので今後も拡大されるのを期待するところでは。何ら問題はございません。

議長 以上で地区委員の意見を終わり審議に入ります。
所有権移転の1番案件でご意見、ご質問のある方は挙手願ひます。
(挙手なし)
無いようですので1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で1番案件は許可に決定します。

議長 2 番案件でご意見のある方は挙手をお願いします。
(挙手なし)
無いようですので2 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で2 番案件は許可に決定します。

議長 3 番案件でご意見のある方は挙手をお願いします。
6 番委員どうぞ。

6 番委員 譲受人は9 0 歳代とご高齢ですが、子やお孫さん名にされなかったのでしょうか。

議長 今は相続登記義務化もされており怠ると罰金まで生じるようになっておりますので、そういう中ではいっそのこと子や孫の名前で申請でもよかったのではとのことのように分かりますか。

事務局 名義の理由については分かりません。

議長 6 番委員よろしいですか。

6 番委員 はい。

議長 他に質問がある方は挙手をお願いします。
(挙手なし)
無いようですので採決に入ります。
3 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で3 番案件は許可に決定します。

議長 次に4 番案件について質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)
無いようですので採決に入ります。
4 番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
全員賛成で4 番案件は許可に決定します。

議長 5 番案件について質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)

無いようですので採決に入ります。

5番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で5番案件は許可に決定します。

議長 続きまして貸借権設定分の1番案件について質問がある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので採決に入ります。

1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で1番案件は許可に決定します。

議長 2番案件について質問がある方は挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので採決に入ります。

2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成で2番案件は許可に決定します。

以上で議案第1号を終わります。次に

議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議長 このことについては、7件の申請がっております。

説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、新規のものを中心とした説明をさせていただきます。

1番は、田に借受人の〇〇さんがイチジク栽培をされておりましたが不向きとのことで辞められ、その後を〇〇さんが田として耕作されるものでございます。

合意解約が提出されております。

2番は、規模縮小のため一部を貸し出され〇〇さんが借り受け耕作でまとまったものでございます。親子間の貸借があったため合意解約が提出されております。

3番は、新規就農された〇〇さんのイチゴ苗栽培地として釈迦堂の基盤整備地内農地を貸借されるものでございます。

4番5番も、新規就農された〇〇さん夫婦がそれぞれ貸借されるものでございます。これは、それぞれで青年等就農給付金を申請のため、土地貸借についても分けた設定となっているものでございます。

6番は、イチゴ施設栽培による新規就農者予定の〇〇さんの貸借申請でございます。別紙のとおり営農計画書を提出いただいております。

7番は、実耕作をしている〇〇さんでの貸借整理をされるものでございます。

以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
ご質問ご意見がある方は挙手願います。

6番委員 いいですか。

議長 6番委員どうぞ。

6番委員 6番の〇〇さんの分ですが、営農計画書で3年目から4年目で面積が増えていますけど、減価償却費が減っている理由は何か分かりますか。

議長 その点について分かりますか。

事務局 分かりません。

議長 減価償却という点では基本購入後は一定だと思いますので、落ちるということは耐用年数が過ぎたということになると思います。この場では解決できないということのようです。

6番委員 数字的には5年目を出すように作ってあるのかなと思いますが、収量についても4年目は面積が増えているのに少なく厳しく見てあるけれど、5年目には増えて緩くなっているように感じますね。

事務局 4年目は面積を広げられますが、収量として扱う月が11月と12月の2カ月のみで、5年目は年間を通した本来の年間収穫量となっているというのが先月の説明でございましたので、同じ理由かと思われます。

6番委員 となるとやはり減価償却が気になりますね。

議長 数値については県の普及センターとの協議で作成されているものですので問題はないかと思いますが、後日、機会がある際に報告を受けることにお願ひできませんでしょうか。6番委員。

6番委員 それでお願いします。

議長 それではそうさせていただきます。農林水産課から説明を受ける機会がある際にこのあたりの説明をお願いしたいと思います。
ほかに質問がある方は挙手をお願いします。
(挙手なし)

質問が無いものとし採決に入ります。
議案第2号は、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、一括採決といたします。
議案第2号に賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
議案第2号は意見なしとすることに決定致します。
次の報告へ入ります。

報告第1号 農地法第18条による合意解約について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番から6番までは、3条申請や中間管理権設定のための解約でございます。
7番は耕作困難なため解約されるもので、今後については自作地となるものでございます。
8番9番はイノシシ被害が酷いため耕作を断念されるもので、その後については〇〇さん耕作予定と伺っているところでございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手をお願いします。
(挙手なし)
無いものとして次に進みます。

報告第2号 農地法第5条の規定による届出申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。所有権移転分です。10月総会時に中古車置場の整理をされましたが、隣接者との境界立会で1筆洩れていたことが判明し、追加で転用申請となったものでございます。
次に貸借権設定分です。所有者の娘夫婦の住宅建設のため、貸借での転用申請でございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)
無いようですので次に進みます。

報告第3号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 1番から3番までいずれも市街化区域内のもので登記地目整理のためものでございます。以上です。

議長 ご質問がある方は挙手願います。
(挙手なし)
無いようですので次に進みます。

議長 以上で審議、報告を終わります。
これもちまして第22回総会を終了いたします。

閉会

以上